

(参考1) 栄養管理体制の自主点検表

- 特別な栄養管理の必要があるにもかかわらず、栄養管理計画を作成していない事例がないか
- 栄養管理計画書の写しを診療録に貼付していない事例がないか
- 栄養管理計画書に必要事項の記載がない事例がないか
- 栄養管理計画を作成した患者について、[栄養状態管理を定期的に行っていない・栄養状態を定期的に記録していない・栄養状態を定期的に評価していない・必要に応じた計画の見直しを行っていない] などの事例がないか
- 多職種の医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備していない事例がないか

(出典：「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した)

(参考2) 入院時食事療養 (I) 算定上の自主点検表

- 特別食を提供していないにもかかわらず特別食加算を算定していないか
- 特別食の [食事箋を医師が記載していない事例] はないか [オーダーを医師が入力していない事例] はないか
- 特別食に該当しない食事に対して、特別食加算を算定していないか
- 特別食を提供している患者の病態が算定要件を満たしているか
- 薬価基準に記載された高カロリー薬を経鼻経管的に投与している患者に対して算定していないか
- [外泊・外出・退院] により食事を提供していないにもかかわらず算定しないか

(出典：「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した)

(参考3) 入院時食事療養 (I) 運営上の自主点検表

- 食事療養部門を組織化しているか
 - 常勤の管理栄養士または栄養士が、当該部門の責任者となっているか
 - 食事提供業務を保険医療機関自ら行っているまたは、業務委託を行っており、以下の要件※を満たしているか
- ※業務委託を行っている場合は、医療機関の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事療養の質を確保されている場合において、医療機関の最終的責任下で行っている。**
- 一般食における栄養補給量について、患者個々に算定された医師の食事箋による栄養補給
- ※食事箋によらない場合は、健康増進法第 16 条の 2 に基づき定められた食事摂取基準の数値を目安として用いていること。**
- ※また、患者の体位・病状・身体レベル等を考慮し、推定エネルギー必要量は治療方針に沿って身体活動レベルや体重の増減等を考慮し、適宜増減することが望ましい。**
- 患者の病状により、特別食を必要とする患者については、適切な特別食を提供しているか
 - 提供食数 (日報、月報)、食事箋、献立表、患者入退院簿、食料品消費日計表等の帳簿を整備しているか
- ※これらの名称および様式について、実情に適したものを採用して差し支えない。**
- ※帳簿等については、電子カルテやオーダーリングシステム等により電子的に必要な情報が変更履歴等を含め作成し、保存されていれば、紙で保管する必要はない。**
- 適切な時刻に食事を提供しているか
- ※夕食に関しては、病棟で患者に配膳される時間が午後 6 時以降であること。**
- ただし、当該保険医療機関の施設構造上、厨房から病棟への配膳に時間を要する場合には、午後 6 時を中心として各病棟で若干のばらつきを生じることはやむを得ない。この場合において**

も、最初に病棟において患者に夕食が配膳される時間は午後 5 時 30 分より後である必要がある。

※障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算または特殊疾患療養病棟入院料を算定している病棟について、個々の患者の病状に応じた食事の提供を行っている場合は、この限りでない。

適温の食事を提供しているか。適切な温度の食事を提供のために、以下のいずれかを満たしているか

①保温食器等を用いている

保温・保冷配膳車

保温配膳車

保温トレイ

保温食器

②食堂を利用している

その場で調理している

保温庫等を使用している

※上記適温の食事を提供する体制を整えず、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まない。ただし、検査等により配膳時間に患者に配膳できなかった場合等の対応のため適切に衛生管理がされていた食事を電子レンジ等で温めることは、差し支えない。

※クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック法）により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度過熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらない。

職員に提供する食事と患者に提供する食事を明確に区分しているか

患者に提供する食事とそれ以外の食事を同一組織で提供している場合は、その帳簿類、出納および献立・盛り付け等を明確に区別しているか

衛生管理については、医療法および医療法施行規則ならびに食品衛生法に定める基準以上であるか

(出典：「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した)